

令和5年度 酒田市移住定住者住宅支援費補助金のご案内

1 移住定住者住宅支援費補助金とは

酒田市（以下、本市とする）に移住定住をされる方への住宅について支援を行うものです。条件は下記の通り細かな設定がありますので、よく確認のうえ申請してください。

2 制度概要

（1）対象となる住宅と経費

○パターンA・・・中古住宅・空き家の購入と改修等の補助

5年以上居住する目的で、令和5年4月1日以降に売買契約を締結する本市内の中古住宅または空き家（新築、建売は対象としません）の購入費用（合わせて土地取得費含む）。

補助基本額	対象経費の1/10、上限25万円（1千円未満切捨て）
加算額	中学生以下の児童と生計を同一にする方、又はその予定にある方は上記に25万円加算します（上限50万円）

上記の購入に伴う次に掲げる改修等を行う場合の費用。台所、浴室、トイレ、洗面所等の改修／内装、屋根、外装等の改修／家財道具等の運搬及び廃棄／屋内及び屋外の清掃／インターネット環境の導入（事前着工不可、原則市内施工業者利用）。

補助基本額	対象経費の1/10、上限20万円（1千円未満切捨て）
加算額	中学生以下の児童と生計を同一にする方、又はその予定にある方は上記に20万円加算します（上限40万円）

□パターンB・・・貸借する空き家の改修等の補助

5年以上居住する目的で賃借、または無償で使用する本市内の空き家の次に掲げる改修等の費用。台所、浴室、トイレ、洗面所等の改修／内装、屋根、外装等の改修／家財道具等の運搬及び廃棄／屋内及び屋外の清掃／インターネット環境の導入（事前着工不可、原則市内施工業者利用）。

補助基本額	対象経費の1/2、上限25万円（1千円未満切捨て）
加算額	中学生以下の児童と生計を同一にする方、又はその予定にある方は上記に25万円加算します（上限50万円） 飛島へ移住される方は上記に25万円加算します（上限50～75万円）

（2）対象となる方

○パターンA・・・中古住宅・空き家の購入と改修等の補助の場合

自ら5年以上居住する目的で本市内の中古住宅または空き家を購入する方で、次の①～⑧全てに該当する方（共有名義で住宅を取得する場合は、持ち分割合が最も多い方を補助対象者とします）。

- ① 令和2年4月1日以降(酒田市地域おこし協力隊に着任した方は平成31年4月1日以降)に庄内地域以外から本市に転入して住民登録された方、またはこの事業を行った後、庄内地域以外から本市に転入して住民登録する予定の方で、かつ、転入前3年間本市を含む庄内地域に住民登録されていない方。
(ただし、令和2年4月1日以降に庄内地域に転入した方で、その後本市に転入して住民登録された方、またはこの事業を行った後、本市に転入して住民登録する予定の方については、当該庄内地域への転入前3年間が本市を含む庄内地域に住民登録されていない場合は対象となります)
- ② 住宅の購入に係る契約の相手方が2親等以内の親族でないこと。
- ③ 補助対象の住宅に実績報告までに居住すること。
- ④ 補助対象の住宅を実績報告まで所有権も含め登記簿へ登録すること。
- ⑤ 本市への住民登録(及び登記簿登録)を完了し、実績報告書を令和6年3月31日までに提出できること。
- ⑥ 対象経費について国、山形県・本市の他の重複不可の補助制度を利用したり、移転補償、損害賠償等の補てんを受けていないこと
- ⑦ 本市の市税の滞納がないこと
- ⑧ 酒田市暴力団排除条例に規定する暴力団員などでないこと

□パターンB・・・貸借する空き家の改修等の補助の場合

自ら5年以上居住する目的で本市内の空き家を賃借または無償で使用する方で、次の①又～⑦全てに該当する方。

- ① 令和4年4月1日以降に庄内地域以外から本市に転入して住民登録された方、またはこの事業を行った後、庄内地域以外から本市に転入して住民登録する予定の方で、かつ、転入前3年間本市を含む庄内地域に住民登録されていない方。
(ただし、令和4年4月1日以降に庄内地域に転入した方で、その後本市に転入して住民登録された方、またはこの事業を行った後、本市に転入して住民登録する予定の方については、当該庄内地域への転入前3年間本市を含む庄内地域に住民登録されていない場合は対象となります)
- ② 空き家の賃借に係る契約の相手方が2親等以内の親族でないこと。
- ③ 補助対象の住宅に実績報告までに居住すること。
- ④ 本市への住民登録を完了し、実績報告書を令和6年3月31日までに提出できること。
- ⑤ 対象経費について国、山形県・本市の他の重複不可の補助制度を利用したり、移転補償、損害賠償等の補てんを受けていないこと
- ⑥ 本市の市税の滞納がないこと
- ⑦ 酒田市暴力団排除条例に規定する暴力団員などでないこと

(3) 交付時期

実績報告書提出後(実績報告は事業終了後30日以内又は令和6年3月31日のいずれか早い日まで提出)。

3 申込方法

(1) 申込受付期間

令和5年4月3日（月）以降随時受付

※申請順に受け付け、申請額が予算額を上回った時点で受付を終了します。

(2) 申込受付窓口

酒田市地域創生部地域共生課（交流ひろば1階）

(3) 申込書類等

必要な書類がすべてそろっていることを確認した時点で、受付します。

<共通>

- ① 交付申請書（別紙様式） ② 実施計画書（別紙様式） ③ 住宅の平面図・位置図
- ④ 現況（着工前）写真 ⑤ 申請者の住民票謄本
- ⑥ 申請者の庄内地域転入前3年間の住所を確認できる書類（戸籍の附票）

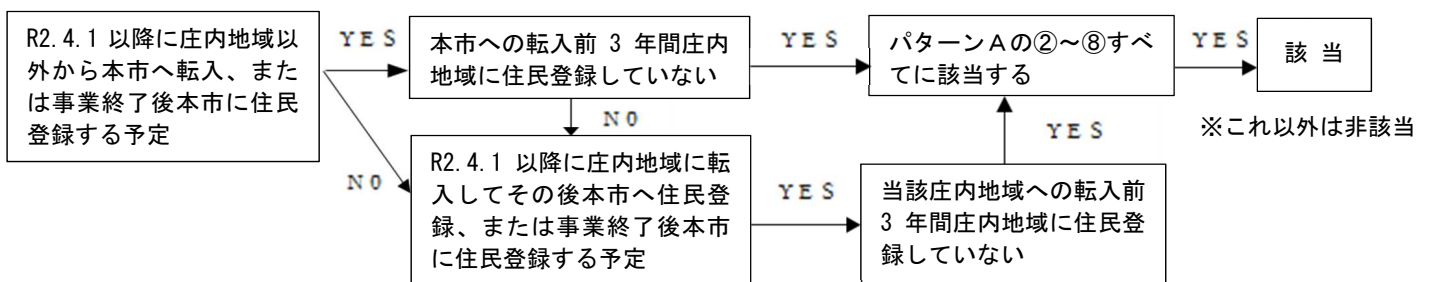
○パターンA・・・中古住宅・空き家の購入と改修等の補助の場合

- ・売買契約書の写し（土地取得を合わせて行う場合は、取得を証明できる書類）
- ・見積書・設計図面等（同時改修等を申請する場合）

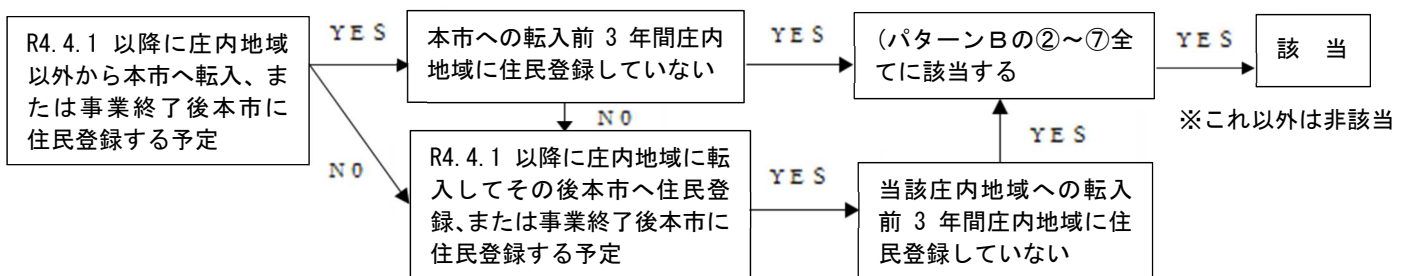
□パターンB・・・貸借する空き家の改修等の補助の場合

- ・貸借契約書の写し ・見積書・設計図面等 ・空き家証明書（別紙様式）

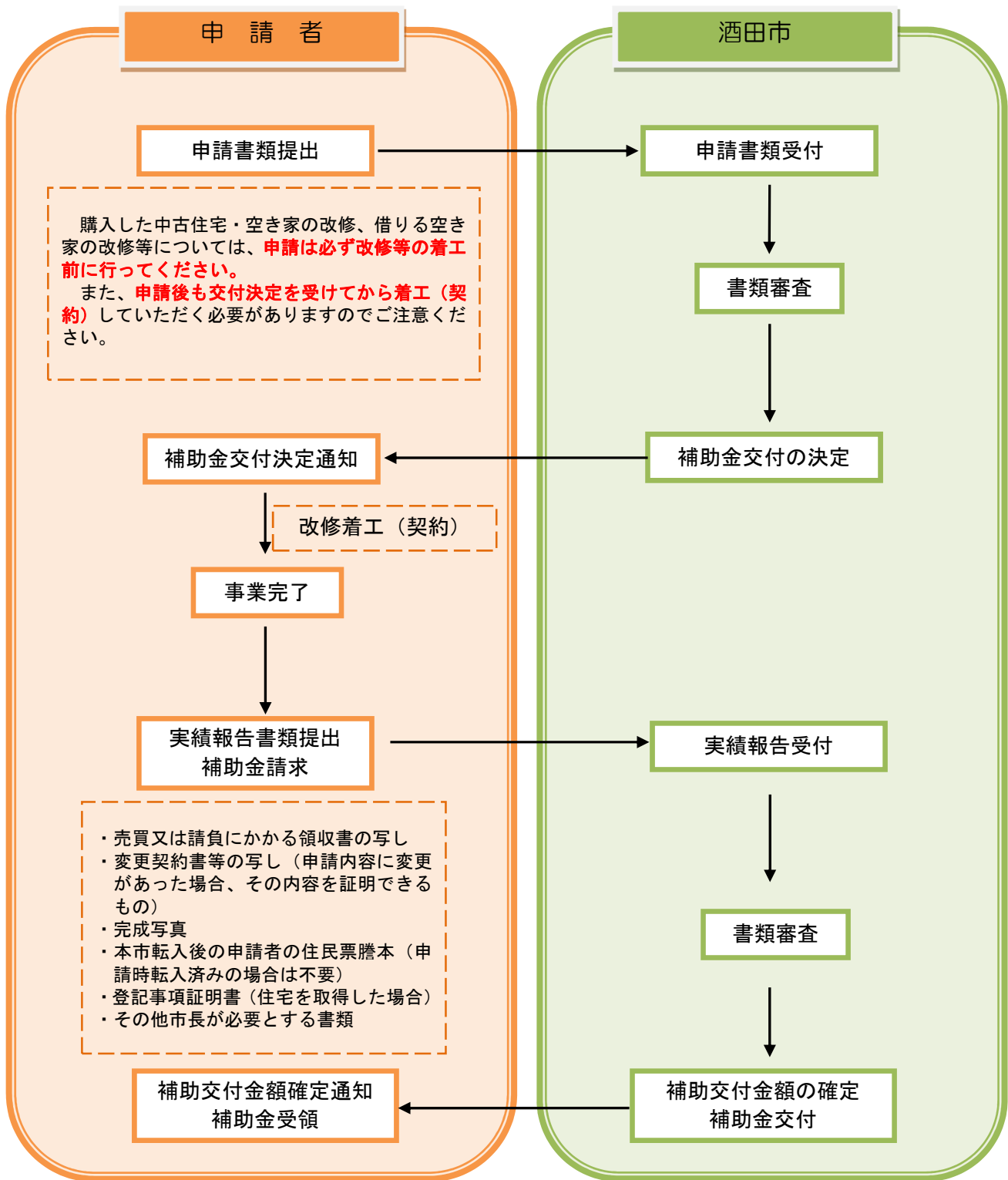
□パターンA・・・中古住宅・空き家の購入と改修等の補助 対象者チェックフロー



□パターンB・・・貸借する空き家の改修等の補助 対象者チェックフロー



4 手続きの流れ



《お問い合わせ》

酒田市地域共生課 移住相談担当

〒998-0044 酒田市中町三丁目4番5号 交流ひろば内

TEL 0234-26-5768 / FAX 0234-26-5617

酒田市ホームページ <https://www.city.sakata.lg.jp>

E-mail iju@city.sakata.yamagata.jp